

【2025 年度用】

登下校中の緊急事態対応のための携帯電話所持について

普通部

普通部ではこれまで学習に必要なない物品の持ち込みを禁止していましたが、このたび一定の条件を満たした場合、「登下校中の緊急事態対応のための*携帯電話所持」を認めることにしました。一定の条件とは、以下の同意事項にすべて同意の上、同意書を提出し、普通部に受理されることを指します。

ご子息の携帯電話所持を希望する場合、以下の「携帯電話所持についての同意書」の提出をお願いします。

- 携帯電話所持についての同意事項
1. 携帯電話所持の目的は、登下校中の緊急事態への対応のためのみとします。緊急事態とは、大地震、大規模な公共交通機関の事故・遅延、犯罪に巻き込まれる等の事態を指します。

2. 自宅を出る前に電源を切った携帯電話を袋（口を閉じることができる不透明な袋または巾着）に入れて通学鞆にしまい、普通部に登校したら袋のままロッカーに保管し、下校時にその袋を再び通学鞆に入れて帰宅します。

3. 登下校中は、緊急事態以外では携帯電話を使いません。

4. 校内では、学校の指示あるいは使用許可があるとき以外は携帯電話を使いません。

5. 緊急事態以外には、携帯電話を用いた保護者・生徒間の連絡はしません。

6. 携帯電話の破損、盗難の責任については、保護者の責任とします。

7. 個人情報 の漏洩、情報モラルに反する行為 についての責任等については、保護者の責任とします。携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。

8. この同意書に申請した端末以外は持ち込みません。

9. 携帯電話の所持について規則が守れない場合や学校管理下での教育活動に支障がある場合、携帯電話を普通部が一時預かりを行うこと、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の指導があることを理解し、これに従います。

10. 一時預かりの携帯電話の返却は、原則として普通部において保護者に直接手渡して行うことにつき理解し、これに従います。

11. 校外での活動（行事、部会活動等）の場合、集合後に教職員が預かる場合があることを理解し、これに従います。

12. 同意書の提出がない者の携帯電話所持が発覚した場合、あるいは同意書で申告した機種と異なる携帯電話の所持が発覚した場合、同意書を提出している者が不適切な使用をした場合よりも、普通部としての判断は厳しくなります。
- *携帯電話:ここでの携帯電話とは、キッズケータイ、携帯電話、スマートフォンを指す。

携帯電話所持についての同意書【学校提出用】

「携帯電話所持についての同意事項」の全項目に同意することを条件に、保護者の責任の下、生徒に以下の携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

持込端末電話番号: _____ - _____ - _____

持込端末機種 :メーカー _____ 機種名 _____
(機種変更をした場合、改めて同意書をご提出ください)

202 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 年 ____ 組 ____ 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

(同意書有効期限:3 年生は提出した年度内まで、1・2 年生は翌年度 | 学期始業式まで。有効期間終了後は適切に廃棄処理します)

【2025 年度用】

登下校中の緊急事態対応のための携帯電話所持について

普通部

普通部ではこれまで学習に必要なない物品の持ち込みを禁止していましたが、このたび一定の条件を満たした場合、「登下校中の緊急事態対応のための*携帯電話所持」を認めることにしました。一定の条件とは、以下の同意事項にすべて同意の上、同意書を提出し、普通部に受理されることを指します。

ご子息の携帯電話所持を希望する場合、以下の「携帯電話所持についての同意書」の提出をお願いします。

- 携帯電話所持についての同意事項
1. 携帯電話所持の目的は、登下校中の緊急事態への対応のためのみとします。緊急事態とは、大地震、大規模な公共交通機関の事故・遅延、犯罪に巻き込まれる等の事態を指します。

2. 自宅を出る前に電源を切った携帯電話を袋（口を閉じることができる不透明な袋または巾着）に入れて通学鞆にしまい、普通部に登校したら袋のままロッカーに保管し、下校時にその袋を再び通学鞆に入れて帰宅します。

3. 登下校中は、緊急事態以外では携帯電話を使いません。

4. 校内では、学校の指示あるいは使用許可があるとき以外は携帯電話を使いません。

5. 緊急事態以外には、携帯電話を用いた保護者・生徒間の連絡はしません。

6. 携帯電話の破損、盗難の責任については、保護者の責任とします。

7. 個人情報 の漏洩、情報モラルに反する行為 についての責任等については、保護者の責任とします。携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。

8. この同意書に申請した端末以外は持ち込みません。

9. 携帯電話の所持について規則が守れない場合や学校管理下での教育活動に支障がある場合、携帯電話を普通部が一時預かりを行うこと、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の指導があることを理解し、これに従います。

10. 一時預かりの携帯電話の返却は、原則として普通部において保護者に直接手渡して行うことにつき理解し、これに従います。

11. 校外での活動（行事、部会活動等）の場合、集合後に教職員が預かる場合があることを理解し、これに従います。

12. 同意書の提出がない者の携帯電話所持が発覚した場合、あるいは同意書で申告した機種と異なる携帯電話の所持が発覚した場合、同意書を提出している者が不適切な使用をした場合よりも、普通部としての判断は厳しくなります
- *携帯電話:ここでの携帯電話とは、キッズケータイ、携帯電話、スマートフォンを指す。

携帯電話所持についての同意書【家庭保管用】

「携帯電話所持についての同意事項」の全項目に同意することを条件に、保護者の責任の下、生徒に以下の携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

持込端末電話番号: _____ - _____ - _____

持込端末機種 :メーカー _____ 機種名 _____
(機種変更をした場合、改めて同意書をご提出ください)

202 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 年 ____ 組 ____ 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

受 理 印 _____

(同意書有効期限:3 年生は提出した年度内まで、1・2 年生は翌年度 | 学期始業式まで)
(この用紙は左の【学校提出用】と同じ内容を記載して、ご家庭で保管してください)

左
右
両
側
へ
ご
記
入
の
う
え
捺
印
し
て
、
切
ら
ず
に
担
任
へ
ご
提
出
く
だ
さ
い